

第3次 伊賀市総合計画





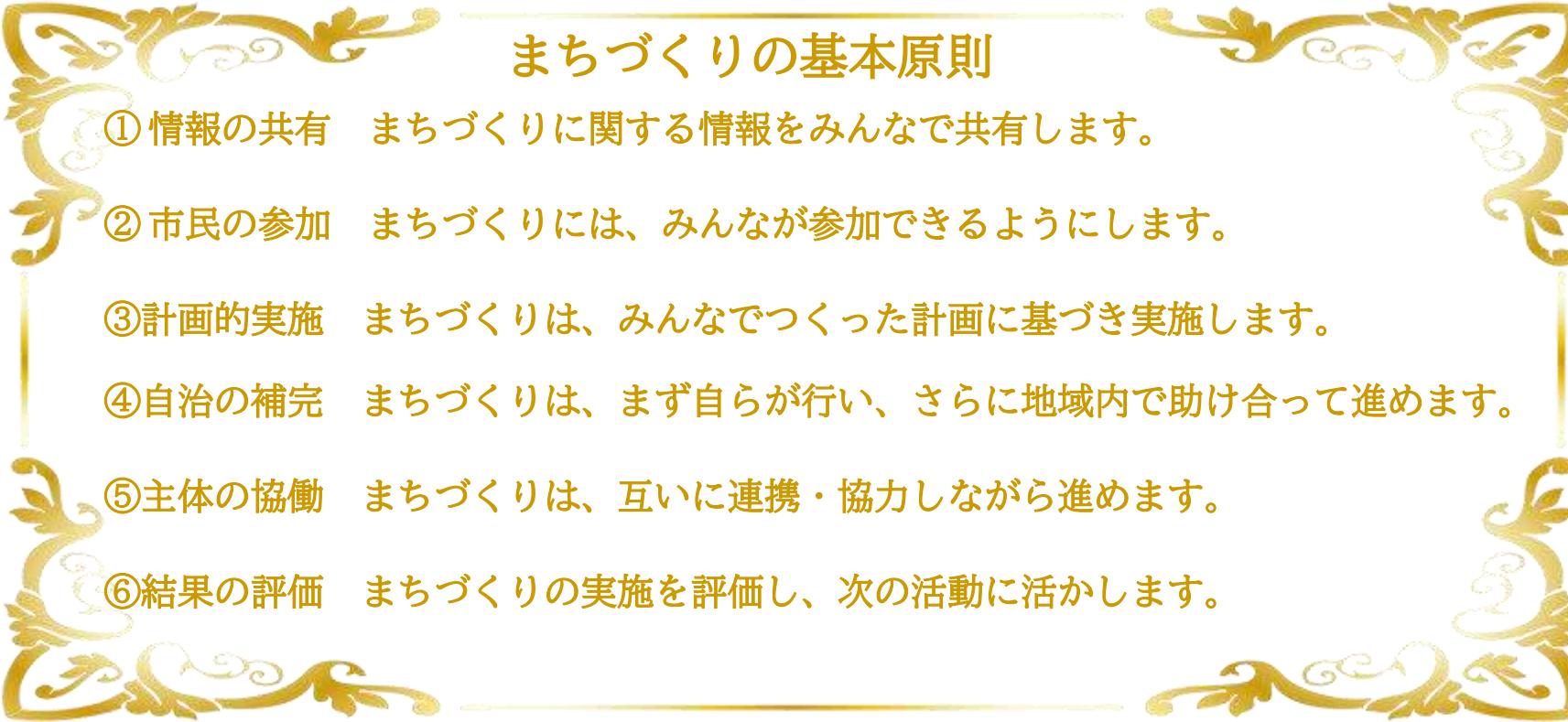
第2章 構想

1

基本原則

私たちは、「伊賀市市民憲章」に掲げられた「まちづくりの基本原則」に基づき、みんなで情報を共有し、力を出し合って、連携・協力しながら、まちづくりを計画的に進めます。

また、人口減少が進む中にもあっても地域力を高めるべく、これからまちづくりの人材を育成するとともに、あらためて「自治」や「公共」のあり方についての見直しを進めます。



まちづくりの基本原則

- ①情報の共有 まちづくりに関する情報をみんなで共有します。
- ②市民の参加 まちづくりには、みんなが参加できるようにします。
- ③計画的実施 まちづくりは、みんなでつくった計画に基づき実施します。
- ④自治の補完 まちづくりは、まず自らが行い、さらに地域内で助け合って進めます。
- ⑤主体の協働 まちづくりは、互いに連携・協力しながら進めます。
- ⑥結果の評価 まちづくりの実施を評価し、次の活動に活かします。

「(伊賀市市民憲章より)」

2

これからの公共を考える

これまでの将来見通しを超える人口減少や超高齢社会が本格的に到来し、社会経済情勢が激しく変化する中、社会課題についても複雑化、多様化が進んでいます。

このような状況において、持続可能な伊賀市をつくるためには、市民や地域、関係団体、民間事業者、大学、専門家などの多様な主体が有機的に協働する「共感による参加型社会」(=「これからの公共」)づくりが必要です。

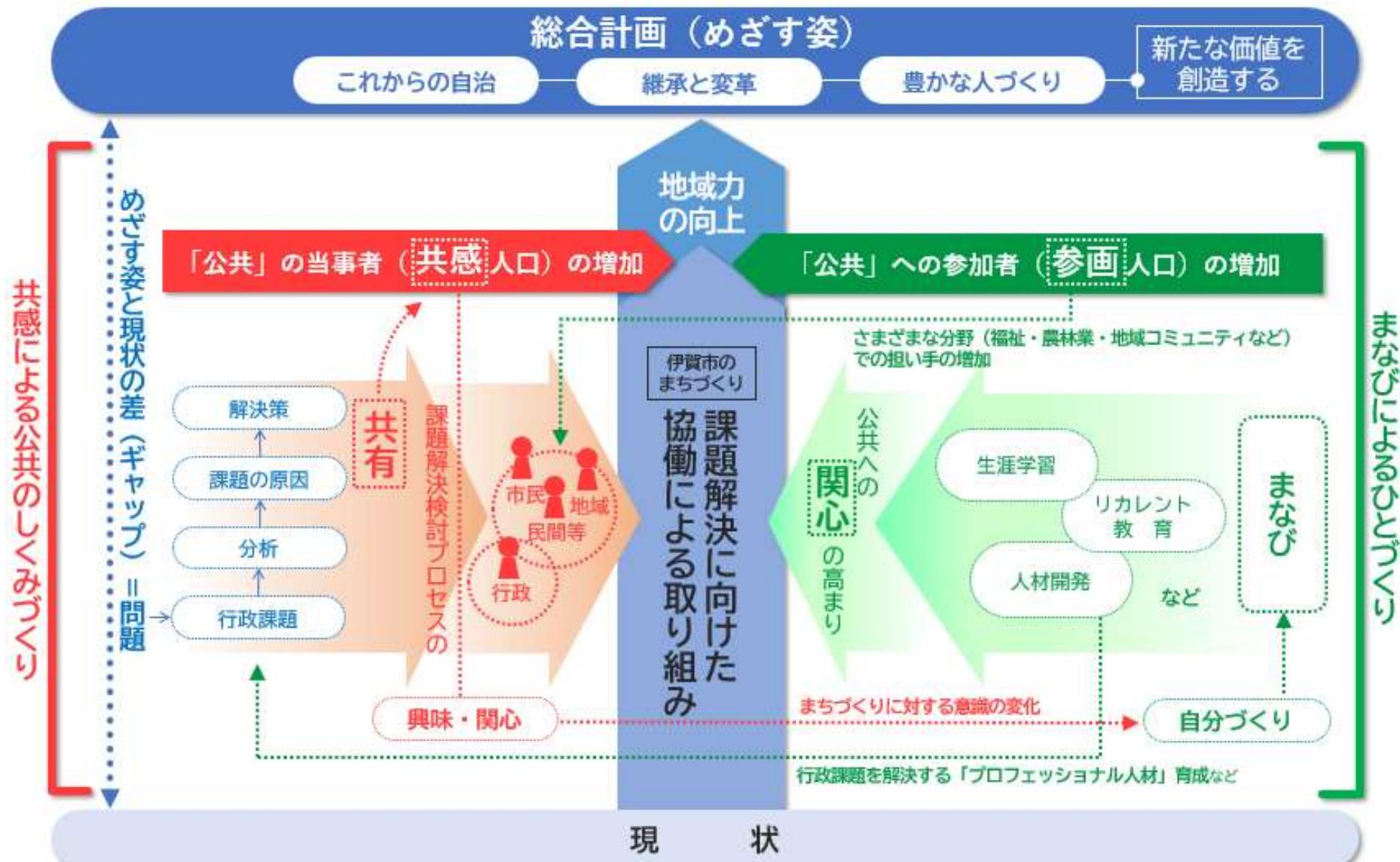
“伊賀市ならでは” のまちづくりにおける「これからの公共」をつくるため、共通の課題意識をもってみんなで取組を進めます。

公共 —— ここでの「公共」とは、特定の個人や団体のものではなく、社会全体に共通する福祉や利益に係る事柄などを指します。つまり、「公共」は“みんなのためのもの”であり、公共の範囲は行政の活動にとどまらず、NPOや市民活動、企業の活動など、行政以外の主体が公共のために行う活動も含み表現しています。

公共は、行政と関連付けて理解されることが多くありますが、より広い概念であり、行政は公共を担う主要な主体の一つとして考えます。

3

伊賀市がめざす「これからの中の公共」のイメージ



※「民間等」とは、地域、関係団体、民間事業者、大学、専門家などの多様な主体を総称し表現しています。

1 “共感”による公共のしくみづくり 【行政の取組】

“共感”によるまちづくりを進めていくためには、課題に対する解決策のみを示すのではなく、課題解決の検討プロセスを共有していく必要があります。

めざす姿と現状の差（ギャップ）＝問題を明らかにし、行政課題を洗い出し、分析し、原因を明確化し、解決策を導くまでのプロセスを可視化し、これらを市民等にわかりやすく示すしくみを構築します。

“共感”を高めるため、「伝わる・つながる」を意識し情報を届けます。

2 “まなび”によるひとづくり 【みんなの取組】

「公共」に参画するひとづくりに向けては、“まなびたい”ときに“まなぶ”ことができる環境づくりが必要です。

生涯学習活動のさらなる推進や、多様な働き方を実現するためのリカレント教育の推進、人材開発（担い手育成）などにより“まなび”を深め、福祉・農林業・地域コミュニティなどさまざまな分野における担い手づくりに努めます。

また、行政においても、課題を解決するためのプロフェッショナル人材の育成に取り組みます。